

我が国における監査法人のガバナンス・コード策定の意義(論点)

1. 最近の事案における問題点

(株)東芝事案で明らかとなった問題点をどのように評価するか。単なる会計士個人の力量や審査態勢、品質管理態勢の問題だけでなく、監査法人のマネジメントの問題と捉えるべきとの指摘について、どのように考えるか。

2. 監査法人における近時の取組みの評価

大手監査法人においては、近時、マネジメントの強化やガバナンス改革、透明性の向上などに向けた取組みが進められているが、こうした取組みについてどのように評価するか。

3. パートナー制と実態の乖離

5人以上のパートナーシップを前提とした公認会計士法上の制度と大手監査法人の実態との間に大きな乖離があるのではないか。この乖離に監査法人の経営陣が対応しきれていないことが監査品質に問題が生じている主な原因の一つであると考えられるのではないか。

4. 乖離を埋めるコード策定の必要性

この乖離を埋め、監査法人の経営陣によるマネジメントの変革の取組みをサポートするため、監査法人のガバナンス・コードを策定すべきである、との指摘について、どのように考えるか。

5. 監査法人の組織的な特性

特に、我が国の大手監査法人においては、人員が数千人規模に拡大していることに加え、従来、合併等を繰り返し行ってきたこと、法人内の各部門がそれぞれ特定の関与先企業を継続的に担当することが多かったこと、個々のパートナーの専門職業士として

の自律性が殊更に強調されてきたことなどの事情から、全体のマネジメントが機能しにくい組織となりがちであるとの指摘について、どのように考えるか。

6. 経営陣のマネジメントの知見の重要性

一方で、監査法人の経営陣にはマネジメントの経験が豊富な者が必ずしも多くないとの指摘について、どのように考えるか。こうした中で、各法人では、外部のマネジメント経験者の知見等を活用する動きも見られるが、これについてどのように考えるか。

7. 人材啓発・人事評価

近時、監査現場における担当者の士気の低下等を指摘する向きがあるが、人材啓発、人事配置、人事評価面での課題について、どのように考えるか。

8. マネジメント・ガバナンス機能強化、透明性の向上

イギリス及びオランダにおいては、監査法人のマネジメントやガバナンス、透明性の向上のため、ガバナンス・コードが導入されているが、我が国においても、監査法人のガバナンス・コードを策定し、

- ・ 経営執行態勢（マネジメント）やリーダーシップの強化
- ・ 経営執行態勢の充実を支えるガバナンス機能の強化
- ・ 透明性の向上

等を図っていくことが考えられるが、どのように考えるか。

9. 監査の担い手の多様化との関係

我が国においては、大手監査法人による監査市場の寡占化が進んでおり、大手上場企業等の監査を担える監査法人の数の増加が重要な課題とされている。その際、ガバナンス・コードの導入は、

準大手監査法人等の監査品質の向上にもつながるものであり、大手上場企業等の監査の担い手の拡大に資することが期待されるとの指摘について、どのように考えるか。

10. その他

その他、監査法人のガバナンス・コード策定に当たり、留意しておくべき点があるか。